

浪江町介護サービス提供促進事業補助金Q & A

No	問	回答
1	対象となる訪問系介護サービス等とは何か。	以下の介護サービスとします。 ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤短期入所生活介護 ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦居宅介護支援 ⑧介護予防支援 ⑨介護予防訪問入浴介護 ⑩介護予防訪問看護 ⑪介護予防訪問リハビリテーション ⑫夜間対応型訪問介護 ⑬定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑭訪問型サービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第1号イ) ⑮介護予防ケアマネジメント(介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)
2	補助対象外となる全額自費で利用された介護サービスとは何か？	介護保険制度の対象外の介護サービスは、補助対象外となります。 なお、介護保険制度の対象で、支給限度額を超えて利用した分の介護サービスは、補助対象となります。
3	対象期間はいつからか。	令和8年4月1日分のサービスから対象となります。

No	問	回答
4	対象となる事業者は何か。	以下の事業者とします。 ①指定居宅サービス事業者 ②指定居宅介護支援事業者 ③指定介護予防サービス事業者 ④指定介護予防支援事業者 ⑤介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者
5	浪江町外に所在する事業所も対象となりますか。	対象となります。事業所の所在地に応じて規定の補助単価が異なります。
6	事業所から利用者宅までの距離はどのように実績報告で根拠資料を示せばよいですか。	事業所の所在地から利用者の自宅までの、合理的な経路での距離としてください。申請時にはGoogleマップ等の地図サービスを活用した距離計算結果のコピーを添付してください。
7	浪江町外の事業所の場合は、事業所から利用者宅までの距離がわかる根拠資料は不要ですか。	不要です。
8	補助金の上限額はあるか。	上限額の定めはありませんが、予算の範囲内で補助金を交付することとなります。 予算の上限に達する場合は、申請額よりも低い額での交付決定となる場合があります。
9	規定の単価の表には記載のない事業所の場合の単価はどうなるか。	単価の上限額を2,000円として、別に定める基準により単価を決定します。
10	1日に複数回訪問した場合、すべて補助対象になりますか。	1日に複数回訪問した場合であっても、対象となるのは「1回分」のみです。

No	問	回答
11	申請書類はどのように提出すればよいですか。	浪江町介護福祉課介護係に郵送または窓口へご持参ください。 また、提出時期はサービス提供期間によって2回に分けて受け付けております。 ■ <u>受付スケジュール</u> <前期分> サービス提供期間：令和8年4月～9月分、申請期間：令和8年10月1日から15日まで <後期分> サービス提供期間：令和8年10月～令和9年3月分、申請期間：令和9年4月1日から15日まで ■ <u>受付期間より前に申請したい場合</u> 以下のようなケースでは、上記の申請受付期間を待たずに提出いただいても差し支えありません。その際は、申請書類の提出前に介護係へご連絡ください。 <前期分> 令和8年9月以前に、今後の訪問系サービスの提供予定がなくなった場合 <後期分> 令和9年3月以前に、今後の訪問系サービスの提供予定がなくなった場合
12	申請書の様式はどのようにして入手するのか。	申請書の様式は以下です。浪江町ホームページからダウンロードしてください。 ■ <u>交付申請・実績報告時</u> (1) 浪江町介護サービス提供促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) (2) 浪江町介護サービス提供促進事業訪問実績一覧(様式第2号) ■ <u>請求時</u> (3) 浪江町介護サービス提供促進事業補助金交付請求書(様式第4号)
13	申請書に法人代表者の押印は必要か。	交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び交付請求書（様式第4号）には法人代表者の押印をお願いします。

No	問	回答
14	交付申請から補助金交付までの流れはどのようなになるか。	交付申請書類を受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は、交付決定を行い、交付決定額を申請者へ郵送で通知します。 交付決定が届きましたら、交付請求書（様式第4号）を介護係へご提出ください。 交付請求書（様式第4号）の確認から補助金の振込まで1ヶ月程度かかる見込みです。
15	交付申請時のその他サービスの実績が分かる資料とは何か。	■ サービス実績が分かる資料 居宅介護支援事業所： サービス利用票、サービス利用票別表 （利用者のサービス利用がなかった場合は、サービス利用票で利用者の署名があるもの） サービス事業所： サービス実績報告書、サービス提供票別表 ■ 事業所から利用者宅までの距離が分かる資料（浪江町内の事業所のみ） No.6を参照ください。